

「軽度者外し」見送り

社保審部会 意見まとめ 市町村の保険者機能強化



意見書をまとめた介護保険部会
(左から2人目は遠藤部会長)

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会(部会長＝遠藤久夫・学習院大学教授)は9日、介護保険制度見直しの意見書をまとめた。反対の声が相次いだ軽度者へのサービス縮小は、今回は見送られた。居宅サービス指定への市町村の関与を強め、障害福祉サービスを一体的に行う共生型サービスを創設する。改正法案は2017年の通常国会に提出される。

今年2月から16回の直し項目が並んだ。審議を経てまとまった軽度者への訪問介護意見書には、地域包括のうち生活援助サービスの推進と制度の持スの地域支援事業への継続性の確保に向けた見移行は、現在、介護予

防訪問介護・通所介護が移行中のため現場の混乱を招くなどとして今回は見送られた。ただ、生活援助サービスを中心に提供する場合の人員基準の緩和などについて18年度の介護報酬改定で検討する。一方、市町村の保険者機能を強化する。都道府県が指定する居宅サービスと市町村が指定する地域密着型サービスがそれぞれ整備さ

れているため、市町村が都道府県の指定に関する仕組みを創設する。地域密着型通所介護の指定を市町村が拒否できる仕組みも導入する。

要介護状態の改善など適切な指標で自治体の実績を評価して財政的なインセンティブを付与することを検討する。国は自治体が多角的に取り組めるよう地域分析に関するデータを提供し、都道府県は研修支援などを行う。在宅医療・介護連携推進事業について国が施策立案などの手法を具体的に示し、市町村に実施を求める。

◆高所得者は3割負担 現役並み所得のある高齢者の利用者負担は2割から3割に増やす。3割になるのは推計14万人。利用者負担が過度に高額にならないようにする。

いようにする「高額介護サービス費」の一般的な課税世帯の上限月額を7200円引き上げ、4万4400円とする。

すべての福祉用具について貸与価格の全国平均値を公表し、上限額を設ける。福祉用具専門相談員には利用者複数の商品を提案することなどを義務付け

料には社員の収入総額に応じて保険料を決める「総報酬割」を段階的に導入する。収入が多い大企業の社員らの保険料が高くなる。

このほか要介護認定の更新認定の有効期間を最長2年から3年にすること、土口祝日も開くなど地域包括支援センターの機能を強化すること、介護ロボットやICTを活用する事業所の人員基準の見

直しを検討することなども盛り込まれた。また、ケアマネジメソンの利用者負担や被保険者範囲の拡大は引き続き検討するとしてた。